

台風第19号により被害を受けた 被災地へ職員を派遣します(第3報)

令和元年10月、台風第19号により被害を受けた、栃木県栃木市へ豊橋市から職員を派遣します。

■派遣概要

派遣都市：栃木県栃木市

枠組み：総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく対口支援により、愛知県が栃木市を支援することに決定したことに伴う派遣。

派遣体制：第1陣

豊橋市役所 財務部市民税課 職員1名

※豊橋市を含め、愛知県下の市町から15名が派遣されます。

派遣期間：10月25日(金)から10月31日(木)まで 7日間(予定)

業務内容：被災家屋の被害認定調査等

出発日：10月25日(金)午前中 公共交通機関を利用

※出発式は行いません。

○これまでの本市における支援状況【10/24現在】

・物資支援	防災危機管理課職員3名	長野県長野市	活動終了
・応急給水	上下水道局 職員2名	福島県相馬市	活動終了
・災害廃棄物	環境部 職員2名	長野県長野市	活動終了
・保健師派遣	健康部 職員2名	〃	活動中
・避難所支援	防災危機管理課・福祉部職員6名	〃	活動中

問合せ先

○災害派遣全般に関すること

防災危機管理課 課長補佐 長坂 ☎51-3124